

佐賀県登録 介護支援専門員 様

佐賀県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度佐賀県介護支援専門員更新研修について (通知)

「介護支援専門員証」の有効期間は 5 年間となっており、現在介護支援専門員として業務に就いている方、または今後業務に就くことを予定している方は、有効期間満了日までに「介護支援専門員証」を更新する必要があります。(更新の際は申請手続きが必要です。)

更新を行うには、更新に必要な研修 (= 更新研修) を修了することが必要です。貴殿におかれましては、おおむね 1 年以内に有効期限を迎えられますので、お手持ちの介護支援専門員証で有効期間を確認いただき、更新に必要な研修を受講されていない場合は令和 2 年度の更新研修を受講してください。

更新手続きを取らずに有効期間を満了した場合、介護支援専門員の業務に従事できないこととなります。また、証の有効期間を過ぎたまま介護支援専門員の業務を行われた場合、介護保険法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号により登録消除の対象となる場合がありますので御注意ください。

記

1 研修

(1) 開催回数 ... 各研修 年 1 回

(2) 実施機関 ... 佐賀県介護保険事業連合会

実務経験者向け研修 (専門研修課程 及び) ・ ・ ・ 同封文書案内のとおり

実務未経験者向け研修...例年 10 月 ~ 11 月頃に実施機関のホームページにて概要が公表
されます。詳細は、実施機関までお問い合わせください。

(2) 申し込み ... 佐賀県介護保険事業連合会

TEL0952-37-1131 FAX0952-37-1132

(4) 更新研修受講について

- ・更新研修体系が不明瞭の方は、別紙「研修体系」で確認してください。
- ・過去の研修受講歴が不明な場合は、必ず県長寿社会課へ問い合わせてください。
- ・更新研修を他県で受講希望される場合は「受講地変更願」を他県での受講申し込みをされる際に佐賀県に提出してください。

様式については佐賀県のホームページをご覧ください。

(5) 注意事項

- ・2回目以降の更新の方は、「専門研修課程（更新研修）」のみの修了で更新手続きが出来ません。

ただし、『前回「実務経験未経験者向け研修」を修了し更新をされている方』及び『「再研修」を修了し証の交付を受けられている方』で、現在実務に従事されている場合は「専門研修課程 及び（更新研修）」の両方を修了する必要があります。

(6) その他

- ・主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、「主任介護支援専門員更新研修」修了した場合、介護保険法施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除されます。
- ・また、「主任介護支援専門員更新研修」の修了者の介護支援専門員証については、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものとします。

2 研修修了後の更新手続きについて

研修を受講しても自動的に更新される訳ではありません。更新するには、必要な研修を受講後に更新の申請書類を県に提出する必要があります。忘れずに申請をしてください。自身の有効期間満了日は、現在お持ちの「介護支援専門員証」にて確認してください。

(1) 申請書類

ア 「介護支援専門員証交付申請書(更新)」(様式第6号)

様式は佐賀県ホームページに掲載しています。

佐賀県ホームページ [介護支援専門員](#) 検索

イ 佐賀県証紙3,800円分（申請書に貼付）

- ・収入印紙ではありません。
- ・取扱い場所 ... 県庁、県内各保健福祉事務所、警察署等
詳しくは、佐賀県ホームページ [佐賀県証紙](#) 検索

ウ 写真2枚（同じ写真）

- ・1枚は申請書貼付、1枚は裏面に氏名を記入
（介護支援専門員証の写真となるため、キズや汚れが付かないようにしてください）
- ・サイズ 縦3.0cm×横2.4cm ふちなし（白黒・カラーどちらでも可）
- ・6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの
- ・証明写真として撮影したもの（スナップ写真や家庭用プリンターで印刷した写真等、証明写真として不適当な写真は不可です）

エ 更新研修修了証明書等、更新に必要な研修を修了したことを証明する書類のコピー

オ 現在お持ちの「介護支援専門員証(写真付)」の原本

カ 返信用封筒

- ・定形サイズ
- ・244円分の切手貼付・送付先の住所・氏名を記入
（新しい介護支援専門員証を特定記録郵便で送ります）

(2)住所・氏名の変更

住所や氏名が変更になられている場合は、上記申請書類(ア～カ)に加えて、「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換申請書」(様式第4号)を提出してください。

更新手続きと同時に届出をされる場合は、様式第4号への佐賀県証紙(1,500円分)は不要です。

(3)申請方法

受付期間 … 有効期間満了日の概ね1年前から有効期間満了日まで
有効期間満了日前に必ずご提出ください。

受付場所 … 県庁 新館 3階 長寿社会課

申請方法 … 持参 又は 郵送

(4)その他留意点

有効期間内に必要な研修を修了し更新をしなければ、介護支援専門員証は失効(=介護支援専門員の業務を行うことができない)します。再び介護支援専門員証を発行するには、「再研修」の受講が必要です。

ただし、「再研修」は年1回しか開催しませんので、時期によってはすぐに介護支援専門員の業務が行えないこととなりますので、御注意ください。

3 ホームページ掲載について

【介護支援専門員研修関係について】

佐賀県庁ホームページ > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 研修・講習会
> 令和2年度介護支援専門員各種研修のご案内

【介護支援専門員研修ガイドラインについて】

佐賀県庁ホームページ > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 研修・講習会
> 介護支援専門員研修ガイドラインについて

【介護支援専門員更新申請手続きについて】

佐賀県庁ホームページ > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 研修・講習会
> 介護支援専門員登録及び各種手続き

【担当】

〒840-8570

佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県健康福祉部長寿社会課介護指導担当

TEL 0952-25-7105

MAIL tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp